

1945 年 8 月 6 日広島原爆投下時の救護所

谷整二

(広島大学文書館調査員)

1. はじめに

本稿は、1945 年 8 月 6 日、広島原爆投下当日における救護所の開設状況を明らかにすることを目的とする。救護所が、何時、何処に、どれだけ開設されたのか未だに明らかでない。その理由は、第 1 に諸文献の記述には異同があること、第 2 に救護所であるか否かの判断が困難であること、第 3 に適切な資料が選びにくいことである。では、第 1 の点、なぜ文献記述に異同があるのかといえ、実態の認識に異同があるからであろう。さらに、ではなぜ実態認識に異同が生じたかを考えると、救護所開設の経過と救護所の概念が明確でない点に行き当たる。本稿はこれらの問題に対して、救護所は戦時体制の一環として準備されていたものであることに着目した。このことは第 2 の点即ち、救護所の概念がはっきりしないことにも関連するので救護所を定義した。なお、第 3 の資料の点については、被爆当時の資料¹⁾を重視し、そのほかに体験記²⁾を閲読し被爆者調査資料³⁾を検索した。このように、本稿が準備状況を概観し、救護所を定義し、被爆当日や当時の資料等に依拠して、それらの視点から文献記述や手記、資料等を検討してまとめた結果、6 日当日に広島市内外で 240 箇所以上の救護所が開設され、統制された戦時態勢の一環として機能していたことがわかった。また、これらの救護所以外に各地域の民家に相当数の被災者が収容された実態も明らかになった。

原子爆弾爆発によって爆心地(原子爆弾爆発直下の地点)から半径 2km 以内のほとんどの家屋が全壊全焼した⁴⁾。直接被災した人数については、広島市衛生局が氏名で確認集計している。その 1995 年の報告書『原爆被爆者動態調査事業報告書』によると、主として爆心地から 2km 以内の被災者は 243,463 人⁵⁾で、う

ち、1945 年末までに死亡した人が 83,177 人である。避難した後に死亡した人も多数いたことと、2.0km~3.0kmの被災者 67,538 人にも、避難した人が多数いたことを考慮すると、合わせて 20 万人以上の人々が避難したと推測される。その際、傷害を受けた被災者（原子爆弾爆発時に広島市にいて、外傷、火傷、放射線の傷害を受けた人を被災者と記す）は、自力であるか否かは別としてその多くが何処かの救護所に避難したと推察される。

本稿の構成は、救護所の開設は当時の社会体制や厳しい戦況下の準備態勢の影響が大きいことを考慮して、先ず、第 2 章で予想されていた大空襲や本土決戦に対する準備状況を概観した。次いで、第 3 章で被爆後の救護所の開設状況をまとめていった。まとめるにあたっては、行政、医療、学術それぞれにおける原子爆弾投下に関する基本的な文献の記述をまとめることから始めた。次に、救護所を定義して(3.2.2)、具体的に調査した結果が記載されている他の文献や手記などの救護所を検討して加えた。まとめる過程で、8 月 6 日当日に記録された八幡村其の他の村々の名簿資料を閲覧した。それは、戦争中の人々を律していた社会規範や総動員体制のもとでの救護活動の具体的な状況の一端であり、諸文献の記述からまとめた救護所の全体像に対する認識を、立体的なものに問い直すものであった。第 4 章おわりにで要約と課題を述べた。

2. 救護所の準備状況

救護所の準備は、空襲や本土決戦に対する準備状況の一部である。国は、1937 年日中戦争が始まった年に防空法（法律第 47 号）を、翌 1938 年に国家総動員法（法律第 5 号）を制定し、1941 年に太平洋戦争に突入して、これらの法律を勅令や閣議決定などによって具体的に実施していった。1942 年には戦時災害保護法（法律 71 号）を制定し、戦局が深刻化するに伴い、都市空襲や本土決戦に対応する準備態勢の一環として救護態勢を構築していき、救護所もその一部として準備が促進されていった。

このような準備態勢の重要な要素としてまた対象として、組織されていったのが、地域、職域、及び学校である。警察と軍隊の準備態勢の一部とともに、その準備状況の概略をたどってみる。

2.1 地域、職域

1939 年に国民職業能力申告令(勅令第 5 号)が出される。また、警防団令(勅令第 20 号)が発せられて、消防団と警護団は解消され、警防団に統一された。この警防団は基本的には 17 歳以上 55 歳未満の団員で構成され、警防団長は警察署長によって任命された。その任務は、防毒、監視、海事、配給、救護、医療、防火などであり、救護部を設けることになっていた⁶⁾。

1941 年に、防空法に基づく広島県防空計画に準拠して「広島市永年防空計画」および「昭和 16 年度広島市防空計画」が策定された。これは詳細なもので、261 箇所の広場、社寺、鉄筋コンクリートの建造物などが火災と耐弾の避難所として、また、家庭用でない 84 の防空壕も、それぞれ一覧表示されている⁷⁾。人々は、職業能力に応じて計画に組み込まれている。例えば、私立の医院、診療所、病院の 113 名の医師名と、それらの中で 20 名から 500 名の収容が可能な救護所 16 箇所が記されている。防毒業務従事者として、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦など 1,032 名の氏名が掲載されている⁸⁾。国民学校や寺社の救護所には救護班⁹⁾(医師 1、歯科医師 1、薬剤師 1、看護婦 3、事務員 1 を含む)が組織される。これらの医療従事者には、1943 年広島県知事の「防空救護医療対策要綱」による「防空業務従事令書」¹⁰⁾が発せられ、疎開を禁止されることになる。防空計画に関わる一部の市民も、被爆時には警防団員か次の段落で述べる国民義勇隊員であったので、同様に疎開しにくい状況があった。なお、1945 年 3 月に設置された県と市の防空本部は、「B29, 300 機の襲来を仮定し、各河川に筏を設け、船舶部隊から浮袋 20 万人分を借りて市民に配給し、また同部隊の舟艇を川の要所に配備」して、市民が避難に河川を利用する場合の準備をした¹¹⁾。

1945 年 3 月に閣議決定により、地域の人々は地域国民義勇隊に、職域の人々は職域国民義勇隊に組織される。国民義勇隊は、国民学校初等科修了以上のもので男子は 65 歳以下、女子は 45 歳以下で組織され、その業務は防空及防衛、空襲被害の復旧、都市及工場の疎開その他である。その本部長は県知事、隊長は市区町村長である。こうして、すべての市町村の地域に、警防団、医師を中

心にした救護班、国民義勇隊が、職域に国民義勇隊が、当該年齢層の住民男女や職場従業員によって編成された。1944 年 6 月に広島市と当時広島市にあった東、西、宇品 3 警察署連名で、「罹災者収容・給食・医療救護計画につき依頼」¹²⁾ という文書が広島市の西、北、東に隣接する佐伯、安佐、安芸の各郡に発せられる（南は広島湾）。その内容は、特殊建造物や医療機関や各家庭の畳数・収容見込人員などを調査報告させたものである。これらを基にして 1945 年 4 月には「広島市大避難実施要領」¹²⁾ が広島市、東、西、宇品警察署によって策定され、表 1 に示す指定避難先町村が定められた。

表 1 指定避難先町村（1945 年 4 月 17 日）

出所：『広島県史』原爆資料編、74~75 頁より

広島市内 防空小区	指定避難先		備考
	郡	町村	小区内町名は省略（筆者）
西部	佐伯	井口、石内	
福島	佐伯	八幡、観音	
大手	佐伯	観音	
舟入、江波	佐伯	八幡	過剰は五日市へ
神崎	佐伯	五日市	
観音	佐伯	地御前	
宇品	佐伯	大野	
天満	佐伯	宮内	過剰は平良、原へ
中島	佐伯	平良、原	
千田	佐伯	廿日市	
広瀬、本川	安佐	古市、川内	
横川	安佐	安	
袋町	安佐	可部、八木 緑井	
竹屋	安佐		
白島、幟	安佐	祇園	
皆実	安佐		

牛田	安佐	戸坂、口田	
段原	安佐	落合、深川	過剰は口田へ
荒神	安佐	狩小川	
矢賀、尾長	安芸	中山、温品	
青崎	安芸	畑賀	過剰は奥海田へ
大河、楠那	安芸	瀬野	
比治山、仁保	安芸	中野、奥海田	

広島市近郊の佐伯、安佐、安芸各郡では、表 1 の指定避難先町村より広範囲に、避難者受け入れ態勢がとられていた（表 2）。

表 2 町村別罹災者収容数一覧表（1944 年）

出所：『廿日市町史』資料編Ⅴ 720 頁 六四二 「平良村庶務一件」より

罹災者収容町村（佐伯郡）					
町村名	戸数	人口	縁故者避難	縁故ナキ者避難	計
井口村	3 1 9	1 3 3 1	2 7 1	1 5 9 5	1 8 6 6
八幡村	4 7 2	2 1 1 5	4 1 6	2 3 6 0	2 7 7 6
観音村	6 1 7	2 7 8 7	3 5 2	3 0 8 5	3 4 3 7
宮内村	5 2 5	2 1 4 3	3 1 8	2 6 2 5	2 9 4 3
平良村	7 4 7	2 5 4 4	2 8 2	3 7 3 5	4 0 1 7
五日市町	1 3 3 7	6 0 7 6	9 6 5	6 6 8 5	7 6 5 0
廿日市町	7 1 2	3 3 5 1	7 2 5	3 5 6 0	4 2 8 5
地御前村	6 0 3	2 7 0 1	3 4 1	3 0 1 5	3 3 5 6
大野村	1 5 2 0	7 7 6 3	4 7 9	7 6 0 0	8 0 7 9
原村	2 3 3	8 3 5	2 1 4	1 1 6 5	1 3 7 9
河内村	3 8 2	1 5 1 6	2 8 7	1 9 1 0	2 1 9 7
玖島村	4 0 8	1 4 9 3	3 0 6	2 0 4 0	2 3 4 6
友和村	6 6 1	2 7 4 8	4 9 6	3 3 0 5	3 8 0 1
石内村	3 5 6	1 6 0 2	4 7 1	1 7 8 0	2 2 5 1
計 1 4	8 8 9 2	4 0 6 3 4	5 9 2 3	4 4 4 6 0	5 0 3 8 3
同上（安佐郡）〔15 ケ村 明細省略〕					
計 1 5	9 5 1 9	4 1 4 4 8	5 9 2 3	4 4 4 6 0	5 6 3 1 5
同上（安芸郡）〔7 ケ村 明細省略〕					
計 7	3 1 1 1	1 5 2 2 0	3 0 6 5	1 5 5 5 5	1 8 6 2 0
総計 3 6	2 1 5 2 2	9 7 2 9 5			1 2 5 3 1 8

指定避難先町村では、罹災者収容数をさらに地域・集落に、そして各家まで細分化して割り当てていたようである。例えば、上記表中の佐伯郡宮内村では、1944 年 5 月調査によって、各部落の収容人員の割当歩合やムスビ戸数歩合[被災者に握り飯を供与する各部落の供出割合]を千分率で割り当てている¹³⁾。これらが実際にどのように機能したかは「3. 3 被災者を収容した地域」で述べる。

なお、各町村には第 2、第 3 の救護所を確保しておくよう通達が出された¹⁴⁾。

2.2 学校

1941 年、国民学校令が施行され小学校は国民学校になる。同年、広島市永年防空計画によって、広島市内の国民学校 33 校が学校長を担当者とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦、女学生、女子青年団員等で組織された数十名から二百数十名の救護組織と救急薬品を持ち、300 人から 5,000 人を収容人員とする救護所にされる¹⁵⁾。

2.3 警察と軍隊

市内の県警察部、東、西、宇品の警察署は増員される。また、近隣の各警察署では被災者に対する非常給食の準備も進められる。警察署は救護班と警防団を把握して連絡態勢を確立していた。被爆後、広島被災の連絡は警察によって県下全域に伝えられ、広島への警防団、救護班の派遣、握り飯の搬入、地域での受入準備がなされることになる。

学徒動員や学童疎開が進捗して空いた各学校やその他の施設に、部隊が配置されていく¹⁶⁾。市の周辺部に配置された兵隊は救護活動、道路啓開、死体処理などの任務にあたることになる。市の中心部にあった陸軍病院は、悪化した戦況下で、空襲と本土決戦に備えて、1945 年 5 月から、病院を中国地方の主として山間部に分散する。第 1 陸軍病院が 19 箇所（広島県内山間部には 11 箇所）、第 2 陸軍病院は 5 箇所（広島県内山間部には 3 箇所）分院を設置して分散す

る¹⁷⁾。なお、似島検疫所と付属の病院は海上輸送で6,000人を収容する準備態勢をとった¹⁸⁾。

このような、地域、職域、学校、周辺の郡市町村及び警察や軍隊の準備態勢が、救護所の開設にどのような意味を持ったかを次章で検討する。

3. 救護所の開設

本章では、実際に機能した救護所の開設状況をまとめる。前章で述べた準備態勢のもとで指定されていた救護所のうち、市の中心部にあった多くの救護所は原爆で大きな損害を受けた。原子爆弾の影響について、広島県編の『原爆三十年』は「広島市の防空対策は万全を期してそなえがなされていた。・・・しかし、原子爆弾の炸裂という空前の事態の出現には、その組織も施設もなきにひとしく潰滅し、救護らしい救護は、なんら出来なかった¹⁹⁾」と述べている。

これは、市の中心部のことを述べたのであろうが、本稿は、市の内外に準備されていた救護所が「潰滅し」て何の役にも立たなかったのか、実際にはどのようなであったか、原爆爆発後開設され機能した救護所を具体的にまとめていくことにする。

救護所が開設される状況をまとめるにあたっては、まず、基本的な文献の記述からまとめることとする。他の文献にも多く引用されている行政、医療、学術それぞれの領域の原爆投下に関する基本的な文献として『広島県史』原爆資料編(広島県 1972 年)、『広島原爆医療史』(広島原爆医療史編集委員会 1961 年)、及び『広島・長崎の原爆災害』(広島市・長崎市原爆災害誌編集委員会 1979 年)を選んで表にまとめる。次に、具体的に調査した結果も多く記載されている『広島原爆医療史』、『広島県医師会史』(広島県医師会 1966 年)、『広島原爆戦災誌』(広島市役所 1971 年)、『原子爆弾』(仁科記念財団 1973 年)、及び『広島市医師会史』(広島市医師会 1980 年)の記述や証言手記などの資料を検討して表にまとめることにする。

3.1 行政、医療、学術の文献に記載されている救護所

先ず、行政関係の文献『広島県史』原爆資料編には、広島県の公式記録「第1号 戦災記録 広島県」として、8月7日に県知事の救護所布告で13箇所の救護所開設を告示したこと、参謀長指示によって11箇所の救護所が示されたことが記載され、また、当事者の記録として日付は示されていないが救護所名一覧53箇所が具体的に記されている(表3)。医療関係の文献『広島原爆医療史』には、被爆後に急設された救護所として同じ出所の53箇所の救護所が示され(表3)、そのうちの市外の救護所は地図に表示されている(地図1)。これらは広島県把握の救護所として示されている。

表3 広島県把握の救護所 太字は<近郊>

出所：『広島県史』原爆資料編 101 頁, 103 頁, 166 頁 及び『広島原爆医療史』147 頁より

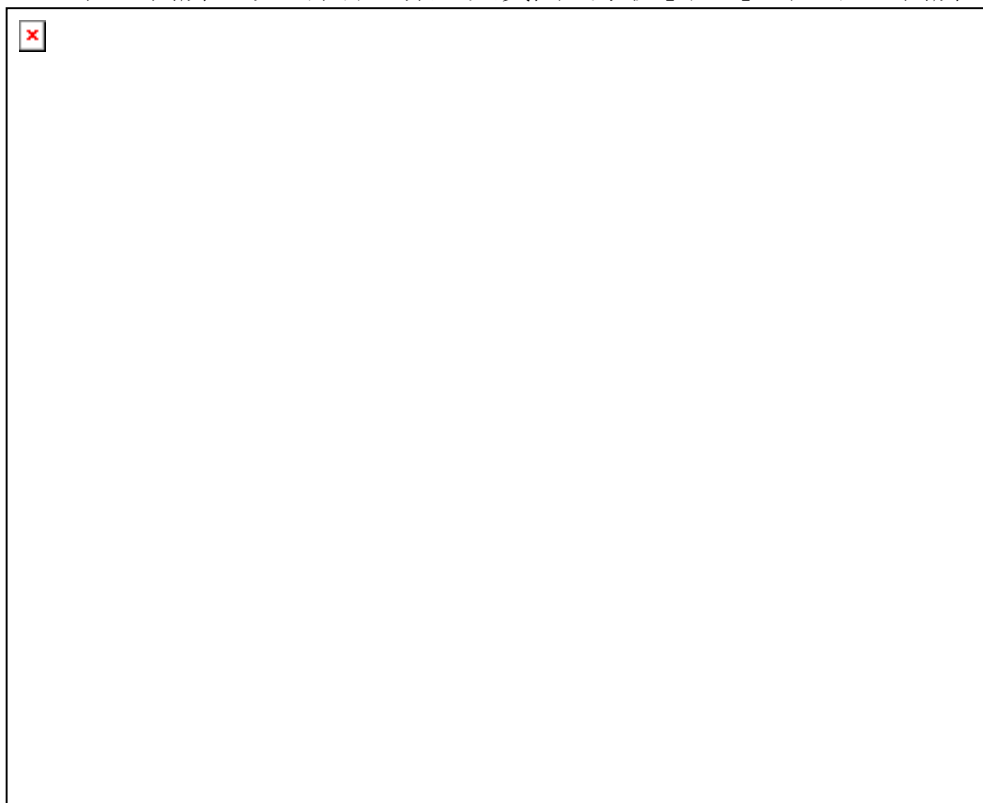
8月7日 県知事布告 13 箇所	8月7日 参謀長指示 11 箇所	被爆後急設された救護所 (川田兼三郎氏提供) 53 箇所 (『広島原爆医療史』による)		
東練兵場	比治山西側 聖橋	御幸橋	己斐橋	東照宮
泉邸	御幸橋東側 三叉路	住吉橋	東洋工業	矢賀国民学校
被服廠	住吉橋	被服廠	青崎国民学校	天満橋下
県庁跡	観音中央十 字路・市立 商業北側	東練兵場	江波兵器学校	向西館西側
府中国民学校	東練兵場	府中国民学校	井口国民学校	己斐国民学校
市役所	土橋	東署	比治山下	草津国民学校
比治山	横川	温品国民学校	江波国民学校	福屋
東警察署	己斐	県庁跡	日本製鋼所	仁保国民学校
住吉橋	東警察署	第2国民学校	泉邸	福島橋西
横川	市役所	中広橋	比治山国民学 校	五日市国民学 校
古田国民学校	泉邸	長寿園	戸坂国民学校	実践女学校
己斐		通信病院	中山国民学校	観音村
中山		大芝国民学校	市役所	廿日市国民学

				校
		舟入電停前	牛田国民学校	祇園青年学校
		倉敷航空機工場	三篠信用組合	厳島国民学校
		江波三菱造船所	三篠橋東	平良村
		江波唯信寺	大芝公園	神崎国民学校 跡
		勸業銀行跡	船越国民学校	

地図 1 救護所 53 箇所のうち近郊町村のみ

出所：『広島原爆医療史』147 頁（川田兼三郎氏提供）より

表 3 の近郊 16 箇所のうち東洋工業と矢賀国民学校[市内]を除く 14 箇所を表示



また、『広島・長崎の原爆災害』には、「8 月 7 日に 11 箇所に救護所を開設し」と述べられている。同書には、さらに「当初 11 カ所開設された救護所は、自然発生的に増加し、広島市内だけで 53 箇所に達した。負傷者の集結しているところを救護所として定め、そこへ救護要員を配置する状況で・・・」と述べられて、53 箇所が 7 日以後で市内だけであることが示されているが、具体的な場所は示されていない。市外については、近隣市町村でも、深刻な医療救護の問題

が生じたとして中山村が例示されている。

こうして、行政、医療、学術それぞれの領域の基本的文献三編の記述についてまとめてみると、13 箇所、11 箇所は広島県の公式記録「第 1 号 戦災記録 広島県」にみられるものであり、53 箇所は広島県職員であった川田兼三郎氏が提供した資料²⁰⁾というように、すべて広島県から出た資料である。そして、この 13 箇所、11 箇所、53 箇所の救護所は、行政、医療、学術関係の他の多くの文献にも記載されている。前述の三つの文献を含め主な文献への記載を表 4 に示す。

表 4 救護所数 13 箇所、11 箇所、53 箇所が記載されている文献

発行年	文献名	記載事項	掲載頁
1961	『広島原爆医療史』	13 箇所 80-81 頁 11 箇所 82-83 頁 53 箇所 107 頁 市内 37 市外 16 147 頁 市内外に具体的に多数	
1966	『広島市役所原爆誌』	9 箇所 病院を具体的に 225 頁 53 箇所 226~227 頁	
1966	『広島県医師会史』	53 箇所 759 頁 市内外に具体的に多数、	
1969	『被爆者とともにー続広島原爆医療史』	13 箇所 36 頁 50 余箇所 50 頁 市外は学校, 寺, 役場, 民家 69 頁	
1971	『広島原爆戦災誌』	11 箇所 第 1 巻 206~207 頁 13 箇所 第 1 巻 534 頁 53 箇所 第 1 巻 535 頁 病院, 学校, 市内地区, 郡市, 軍, 事業所などの記述には多数記載	
1972	『広島県史』原爆資料編	13 箇所 101 頁 11 箇所 103 頁 53 箇所 166 頁	
1973	『原子爆弾』	13 箇所 27 頁 他に具体的に多数	
1976	『原爆三十年』	箇所数の記載見当たらず 市内の 5 病院名を記載 負傷者が群集している場所に仮設救護所 66~67 頁	
1976	『広島県庁原爆被災誌』	13 箇所 軍民の病院等も 82~83 頁 53 箇所 84 頁	
1977	『原爆と広島大学「生死の火」』	大学の研究者が監修或は執筆した文	

	学術編』	献に具体的記述あり、本書には文献名、論文題目を記載し具体的記述は見当たらない
1979	『広島・長崎の原爆災害』	11 箇所、 53 箇所を市内として記載し、市外を例示している 418~423 頁
1980	『広島市医師会史』第二編	13 箇所 295 頁 11 箇所 295 頁 53 箇所 296~297 頁 他に 49 箇所など 298~299 頁
1983	『広島新史』歴史編	50 数箇所 7 頁 病院、救護所を各一箇所 8 頁
1988	『広島県戦災史』	13 箇所 53 箇所は県が確認した数で、開設箇所は地域別市郡別に 市内 110 箇所一覧 422~423 頁 市外 139 箇所一覧 426~427 頁
1996	『被爆 50 周年広島市原爆被爆者援護行政史』	13 箇所 53 箇所 市内 37 市外 16 27 頁 病院、軍の救護所等 21 頁~33 頁

この表 4 を見ると、13 箇所、11 箇所、53 箇所は 30 数年間これらの基本的文献に引用されているが、救護所はその他にもあったことがそれぞれの文献に記述されている。また、『広島原爆医療史』、『広島市医師会史』、『広島県医師会史』、『広島原爆戦災誌』、及び『広島県戦災史』には、多数あったことが具体的に示されている。上の表では一番後に出版された『被爆 50 周年広島市原爆被爆者援護行政史』にも、13 箇所、53 箇所が記述されている。

なお、救護所について具体的にまとめてある学術書は見当たらない。このように、救護所が具体的に何処に開設されたのかは、文献によって異同がみられるのである。

本稿は、このような現状において、前章で述べた救護所設置の準備状況との関連に留意しながら、原爆の影響によって市内中心部は壊滅したが、その跡や準備されていた市周辺部や市外の救護所は、どのようなになったか具体的にみていく。その視点に立つて前述の 13 箇所、11 箇所、53 箇所について改めて検討してみると、幾つか気付くことがある。例えば、13 箇所、11 箇所には救護所に指定されていた市の周辺部の多数の国民学校や社寺がほとんど含まれていない、

横川・己斐などは地名だけで場所が示されていないというように全体的でない点や不明確な点がみられる。53 箇所をみると、最も大きく機能したと多くの文献に記録されている日本赤十字病院や陸軍共済病院その他の病院が記載されていないことに気付く。また、地図 1 をみると、安佐郡は祇園 1 箇所であるが、準備態勢として表 2 に記載されている安佐郡 15 ヶ村の罹災者収容合計は 56,315 人である。市外への避難者数がまとめられている広島市役所『昭和二十一年度市勢要覧』²¹⁾によると、筆者の合計では安佐郡には 5 万人以上が避難したことになる。これらの人々に対応した救護所が 1 箇所であったとすれば、不合理であるといえよう。佐伯郡や安芸郡との対比においても、安佐郡だけが 1 箇所というのには疑問が生ずる。このように見てくると、53 箇所については、実際に開設された救護所の総数とは考えにくいと指摘できるであろう。

他方、体験手記や具体的に調査した文献には、表 3 以外の救護所も記載されている。例えば、1950 年に広島市が募集した「原爆体験記募集原稿」の中に佐伯郡津田町にある天野医院²²⁾（爆心地から約 35km）において、6 日午後に被災者への治療・救護活動が行われたことが具体的に記述されている。また、『鯉城の日々』には地御前村の通信病院²³⁾（爆心地から約 15km）で救護活動をした様子が述べられている。文献の例をあげると、『広島原爆医療史』には多くの市内外の救護所が、救護に従事した医療関係者の氏名とともに記述されている。『広島市医師会史』には、会員の救護所における活動として、広島県把握 53 箇所以外に、医師の氏名とともに 49 箇所（筆者が数える）での救護活動が表示されている。仁科記念財団編纂の『原子爆弾』には、表 3 にはない具体的な救護所が幾つか記載されている。『広島原爆戦災誌』には、軍関係、官公署、地域、学校、事業所など多岐にわたって調査した多数の市内外の救護所が記載されている。関係市町村史には、当該市町村の救護所が具体的に記載されているものがある。

それらの諸記録は、市の中心部以外は「その組織も施設もなきにひとしく潰滅し」たのではないらしいことを示しているが、具体的には「3.3 実際に機能した救護所」で述べる。

3.2 救護所の開設状況をまとめる方法

本節では、開設された救護所は 53 箇所より多かったことが確認可能な状況で、ではどうやってまとめるのか、そもそもまとめる方法があるのかということ进行考察し、その方法を見出していく。

3.2.1 資料から総合する

53 箇所以外にも多くの救護所が開設された記録があるのであるが、何処にどのような救護所が開設され、どのように機能したかということについては明らかでない。この点について、53 箇所とその他の救護所を具体的に記載している『広島原爆医療史』は、「被爆当時の救護活動の模様を総合的、かつ客観的に記述したものは全くない。」²⁴⁾と述べている。また、53 箇所以外に 49 箇所も記載している『広島市医師会史』は「・・・「救護所」が実際どの程度存在し、はたしてそこでどのような人たちが救護活動に従事したのかという実態を完全に解明することはほとんど不可能に近い・・・」²⁵⁾と述べている。このように、救護所で中心になって活動した医療従事者の情報に最も詳しい医療関係文献が、救護活動の全体像を再構成することの困難さを述べているのである。

確かに、救護活動の模様を総合的、かつ客観的に記述した研究文献は見当たらないし、救護所の実態を完全に解明することは不可能にちがいない。しかし、文献や手記によって、具体的に明らかになった救護所があるのだから、これらを収集・整理すれば、救護所の総数と位置については一定程度明らかになると見通すことができる。

その作業を試みたと思われるのが、1988 年に出版された表 4 中の『広島県戦災史』である。同書は、13 箇所、53 箇所と、救護所総数との関係について「・・・13 箇所に救護所が開設されたことを知らせる「救護所布告」を発している。しかし、これらは、県が直後に掌握したものにはすぎず、のちに、県は、市内 37 箇所・市外 16 箇所計 53 箇所の救護所の開設を確認している。なお、8 月 11 日現在で県が確認していた救護所数は、52 箇所であり、・・・[川田兼三郎メモ]。」と記したうえ、次の段落から以下のように述べている。「このほかの多くの場所でも、救護活動が行われた。表 92 は、広島市内に設置されたことがなんらかの形で確認できる救護所を地域ごとにまとめたものである。」として「表 92 広島市内の

地域別救護所一覧」に 110 箇所を、同様に「表 93 広島県内の市郡別救護所一覧」に 139 箇所をあげ²⁶⁾、市内外で計 249 箇所（筆者が数える）を記載して、出所を『広島県史』原爆資料編、『広島原爆戦災誌』、『広島原爆医療史』、原爆手記によるとしている。つまり、県が確認したのは直後に 13 箇所でのちに 53 箇所であるが、ほかの場所にも救護所が開設され、その総数は市内外で合計 249 箇所あったと述べているのである。この記述は、救護所分布の全体像について、数、場所ともに、それまで県が確認し、多くの文献に引用されている 53 箇所より、はるかに多くかつ広範囲であった状況が、他ならぬ広島県編集の文献に示されている点が注目される。医療関係の文献が救護所の実態を解明することの困難さを指摘し、その分布について、総合的かつ具体的に述べた研究文献が見当たらない状況にあつて、地域別、市郡別にまとめた 249 箇所は、救護所の全体像を表すことを試みたという意味で画期的といえるであろう。ただし、同書は 110 箇所、139 箇所、249 箇所という数は示していない。それは、何千人も治療した共済病院などの大病院と、限られた医療環境のテント救護所とでは、救護の質、量ともに比較にならないから、これらを同じように 1 つとして意味があるのかという問題があるからであろう。しかし、筆者は表 2 に示したように、13 箇所、11 箇所、53 箇所などの数が多くの文献に記載されている現状で、対照する意味で数えたのである。

この 249 箇所は、注目される画期的な数であるが、「なんらかの形で確認できる」としてまとめられているので、本稿の目的である被爆当日の 6 日の開設状況をまとめるためには、いくらか整理をしなければならない。例えば、6 日開設の記録が見当たらない袋町小学校が含まれている、あるいは江波・大芝などと地名だけのものがあるなどである。なお、ここで筆者が 6 日に限定した理由を述べると、13 箇所、11 箇所の公式記録は 7 日であり、文献によっては例えば『広島・長崎の原爆災害』のように、7 日以後に 53 箇所の救護所が開設されていったと読み取れる記述がある。他方、調査した結果を記載している文献には 6 日に多くの救護所が開設された記述がある。本稿は具体的に検討を進めるにあたって、まず、6 日の開設状況をまとめて以後を付加するのが、全体像を明らかにする上で曖昧さが残らないで、実態をより反映できると判断したのである。

文献や手記からまとめるという同書の方法によって、開設された救護所の全

体像の輪郭は示されたといえよう。この方法を踏襲していけば、それに伴って実態が明らかになっていく展望が開けた。したがって、本稿も『広島県史』原爆資料編、『広島原爆戦災誌』、『広島原爆医療史』其の他の文献や原爆手記からまとめていくことにする。その際、第2章で述べた準備状況に留意して検討し、さらに、被爆当時の資料にも触れてまとめていけば、救護所開設の根拠とも関連することが出来て、確からしさが増すであろう。時系列を8月6日に限定し、場所および出所を明示して一覧表に表示し、その分布を地図上にも示して、救護所の開設状況をより明らかにしようと試みていく。

3.2.2 救護所の定義

ところで、救護所の開設状況をまとめるには、先ず救護所を定義しなければならない。広島市永年防空計画では救護所には医師を含んだ救護班が配置されている。他方で、警防団は必要に応じて応急処置所を設けて救護所にいくまでの応急処置を施すことが定められている²⁷⁾。その外にも避難所、収容所などの記述もある。救護所だったのか応急処置所、避難所、収容所だったのか、あるいは実在したことを特定できるのかを判断するのは難しい。そうであるが、まとめるにあたっては、名称の如何を問わず記録のあるものすべてを記載するか、何らかの条件を設けて区分するかである。無条件にすると実態を離れて膨張する可能性がある。本稿は条件を設けることにする。即ち、救護所としての記録があつて他方で否定的な記録のない所は救護所として加えることに、否定的な記録も有る所はその旨記して加えないことにする。避難所、収容所という記録のところは、救護班による救護行為があつたことが記述されているところを加えることに、また、地名だけのものは他の特定された救護所と重複する可能性があるので加えないことにする。53箇所を見ると、病院も〔東洋工業と日本製鋼所は付属病院を含む〕学校も広場や川べりもある。本稿もこれらを含んで、救護所とは、傷害を受けた被災者を収容し、救護班によって治療と救護を継続的行った施設であつて、それらには救護所として機能した病院、診療所と、救護所になった学校や寺社やその他の施設、さらに被災者が集まった所に急遽

テントを張って開設された救護所がふくまれるとし、前述した条件によって区分することにする。

3.3 実際に機能した救護所

本節では、実際に機能した救護所をまとめていくのであるが、機能の面から全体像を明らかにする意味で、病院・診療所については、他の救護所とは分けてまとめることにする。

市内の病院救護所（病院・診療所が救護所になった所）、市内の救護所（病院・診療所以外の救護所）、市外の病院救護所、市外の救護所、と4つに分けて、この記述順にまとめていく。なお、当時は国民医療法のもとで、病院とは10人以上の患者を入院させる施設を有するものであり、診療所とは9人以下の患者を入院させる施設を有するもの又は入院の施設を有しないものであって、いずれも医師又は歯科医師によって、多数の人のために医療をおこなう場所であった。本稿では、病院や診療所とは現在の医療法によるのではなく、当時の国民医療法のもとで病院や診療所であったものをいうこととする。

3.3.1 市内の病院救護所

病院や診療所には医療施設、医療器具、医療用品、薬品などの物的な常備があり、医師、薬剤師、看護婦、その他の医療従事者がその施設の業務に慣れていて、総合的に機能してその物的条件を十全に活用することが出来るという長所があり、他の救護所では実施できない困難な医療も、病院や診療所では行うことが出来る。例えば、広島陸軍共済病院は、「21名の軍医、薬剤官3名、看護婦その他450名を擁する大病院であった。被爆当時約3,500人の被爆負傷者を収容救護・・・」²⁸⁾と述べられている。市内で救護所として機能した病院や診療所を表5に示す。

表5 1945年8月6日広島市内の病院救護所

出所：『広島原爆戦災誌』『広島原爆医療史』『被爆者とともに』『原子爆弾』

病院名	出所	収容人数 備考 7日以降の人数を含む
広島第2陸軍病院本院	『戦災誌』 第1巻349頁	600人 全壊全焼して臨時救護所
広島第2陸軍病院三滝分院	同書349頁	700人
広島第1陸軍病院江波分院	『戦災誌』第1巻 348頁	10,500人
三菱重工業株式会社構内病院	『戦災誌』第1巻 477~484頁	病院で約1,000人 総合 グラウンドで数千人に医師、 看護婦20人が対応 100 戸の社宅の空家へ被災者 10~15人を割当てて収容
三菱重工業株式会社構内診療所	『戦災誌』第1巻 477~484頁	病院で約1,000人 江波国民学校で多数治療
船舶練習部臨時野戦病院 第1陸軍病院宇品分院	『戦災誌』第1巻 348頁 『医療史』84頁	6,000人 1万余名
似島検疫所と付属病院	『戦災誌』第2巻 536~553頁	約1万人 6,000人以上 『原子爆弾』29頁
陸軍共済病院	『戦災誌』第1巻 484~490頁	数千人 3,500人『被爆者 とともに』80~81頁
広島通信病院	『戦災誌』第1巻 465~477頁	常に2・300人
広島赤十字病院	同書434~465頁	負傷者が殺到、人数不明
専売局診療所	同書第3巻288頁 『原子爆弾』25頁	事務所1階を救護所、機能を上回る人数の患者

天野病院	『医療史』246 頁	200 名収容の病院救護所
永田病院	『戦災誌』第 2 巻 888 頁	古江地区で重傷者を
力田病院	同書第 2 巻 889 頁	田方地区で 1,000 人
川瀬外科病院	同書第 4 巻 635 頁	宇品地区で負傷者を
博愛病院	『原子爆弾』19 頁	宇品地区で負傷者収容
計 16 箇所		

指定されていた私立の病院救護所は、16 箇所収容人数 2,140 人分の内、14 箇所 2,090 人分が爆心地から 2km以内にあったから大きな損害を受けた²⁹⁾。爆心地に近い第一陸軍病院、第二陸軍病院と県病院は全壊全焼し、逋信病院は大きな被害を受けた。被害が比較的小さかった第二陸軍病院三滝分院、日本赤十字病院、専売局診療所、南部の陸軍共済病院、第 1 陸軍病院江波分院、三菱重工業株式会社構内病院、同構内診療所、及び急設された船舶練習部臨時野戦病院、などに被災者が集まったので、たちまち負傷者でいっぱいになり対応に困難をきたした。6,000 人収容の準備をしていた似島検疫所と付属病院も被災者が収容力を上回って、他の救護所に移送するようになる。このように収容力を上回って対応ができない状況も生じたが、そうした中で、表 5 からは人数がはっきりしないのであるが、何万人かを治療・救護するという機能を発揮したことが見て取れる。

3.3.2 市内の病院救護所以外の救護所

病院救護所以外の救護所が何処に開設されたかまとめていく。広島市は全ての国民学校や幾つかの寺社を救護所に指定していたことは先に述べたが、市中心部の救護所は大きな損害を受けたので、火傷や負傷をした被災者の多くが市周辺部の国民学校や寺社などの救護所へ避難した。一部の被災者は、川べりや橋の周りにたどりついてそこにとどまり、その場所が救護所になったと思われるところもある。市の周辺部の練兵場や飛行場その他の広場も、被災者が多く

避難して救護所になっていったようである。次の表 6 に市内に開設された救護所を示す。

表 6 1945 年 8 月 6 日広島市内の救護所（病院・診療所を除く）

出所：『広島原爆医療史』『被爆者とともに一統広島原爆医療史』『広島原爆戦災誌』『広島県史』原爆資料編『広島市医師会史』『原子爆弾』

	場所 爆心地から km	出所 収容人数など ()内は筆者判断
焼け跡公園 川広場 山	県庁跡 0.8	『医療史』147 頁 『広島市医師会史』第 2 巻 297
	小網町 0.9	『医療史』298 頁 236 名の職域義勇隊の収容と救護
	上柳町土手 1.4	『医療史』246 頁
	三篠橋東 1.4	『医療史』147 頁 (三篠橋堤防と一続き)
	住吉橋 1.4	『医療史』147 頁 (住吉橋西側で住吉神社と区別)『戦災誌』第 2 巻 111 頁 応急処置所らしい記述あり
	福島橋西 1.7	『医療史』147 頁 『戦災誌』第 2 巻 789~790 頁に記述見当たらず 『原子爆弾』にも記述見当たらず
	南大橋東 1.9	『原子爆弾』20 頁 200 名
	長寿園 2.0	『戦災誌』第 2 巻 216 頁
	御幸橋 2.1	『医療史』147 頁 『市医師会史』297 頁 (御幸橋西詰付近)
	己斐橋 2.2	『医療史』114 頁 147 頁に記載あり 『戦災誌』己斐地区に記述見当たらず
	三滝橋付近救護所 2.5	『戦災誌』第 2 巻 818 頁 第二陸軍病院三滝分院設営
	泉邸 1.3	『広島県史』原爆資料編 101 頁 103 頁 166 頁
	比治山下 2.3	『医療史』147 頁 『戦災誌』第 2 巻 440 頁
	比治山防空壕 2.4	『原子爆弾』25 頁 衛生教育隊の野戦救護所
	己斐駅前 2.4	『戦災誌』第 1 巻 310 頁 『原子爆弾』26 頁
	タカの記念碑広場 2.4	『戦災誌』第 2 巻 458 頁 (御幸橋東側三叉路と併せて御幸橋東詰付近)

建造物	東練兵場	2.5	『戦災誌』第2巻217頁
	大芝公園	2.7	『医療史』147頁 172頁
	牛田山	3.4	『戦災誌』第2巻217頁
	総合グラウンド	3.5	『戦災誌』第1巻482頁 数千人 軍医と三菱病院
	吉島飛行場	3.5	『戦災誌』第2巻641頁
	日本銀行広島支店	0.5	『戦災誌』第3巻351~352頁
	市役所	1.0	『医療史』155頁 『戦災誌』第3巻161頁8日開設
	東警察署	1.2	『医療史』181, 185頁 『被爆者とともに』75頁
	三篠信用組合	1.8	『戦災誌』第1巻506頁 賀茂海軍衛生学校、山県郡医師会など
	広島市西隣保館	1.9	『戦災誌』第2巻789頁 『広島市医師会史』298頁
	吉島本町一丁目	2.2	『戦災誌』第2巻641頁 町内会事務所あと
	中国塗料本社	2.3	『戦災誌』第3巻592頁
	三菱社宅数十戸	2.5	『戦災誌』第1巻482頁 『医療史』271頁 幾百人
	倉敷航空機工業	2.5	『医療史』114頁
	財務局寮	2.5	『戦災誌』第3巻297頁 牛田町 開設日時不明確
	己斐消防署	2.6	『医療史』246頁
	被服支廠	2.6	『戦災誌』第2巻458頁 3400人
	陸軍兵器補給廠	2.7	『原子爆弾』25頁 『戦災誌』第2巻458頁
	糧秣支廠	3.4	『戦災誌』第2巻517頁
	中国配電大洲製作所	3.7	『原子爆弾』25頁 『広島市医師会史』298頁 『戦災誌』第3巻505頁 『医療史』230頁302人
	国鉄矢賀工機部	4.0	『戦災誌』第2巻518頁
	宇品 各医院	4.0	『戦災誌』第2巻321頁
	宇品保養院	4.4	『広島市医師会史』299頁
	栈橋近くの倉庫	4.5	『原子爆弾』18頁
	馬繋所	4.5	『原子爆弾』18頁
	宇品造船所	5.3	『広島市医師会史』299頁

	金輪島ドック 6.5	『戦災誌』第2巻 554 頁 500 人
寺社	住吉神社 1.3	『被爆者とともにー続広島原爆医療史』72 頁
	光明院 1.5	『戦災誌』第2巻 216 頁 小田亮医師
	照山宅妙蓮寺跡 1.8	『戦災誌』第2巻 789 頁 『広島市医師会史』298 頁
	鶴羽根神社 2.0	『戦災誌』第4巻 629~630 頁 参集殿 100 人と防空壕
	饒津神社 2.0	『戦災誌』第4巻 628 頁 全焼し境内が臨時救護所
	東照宮 2.2	『戦災誌』第4巻 632 頁 天幕救護所
	天満宮 2.6	『原子爆弾』25 頁
	江波 唯信寺 2.6	『戦災誌』第4巻 651~653 頁 730 人余収容
	国前寺 2.8	『戦災誌』第4巻 654 頁
	早稲田神社 3.0	『戦災誌』第2巻 233 頁 社務所前と社掌本宅
	三瀧寺 3.2	『戦災誌』第4巻 655~657 頁
	宇品 各社寺 3.5	『戦災誌』第2巻 518 頁
	不動院 3.8	『戦災誌』第4巻 659~661 頁
	神田神社 4.0	『戦災誌』第4巻 635~636 頁 拝殿で応急手当
	千暁寺 4.3	『戦災誌』第4巻 661~662 頁 (6 日からの継続と)
	似島説教所 10.0	『広島県戦災史』422 頁 『戦災誌』第2巻 542 頁
学校	本川国民学校 0.3	『戦災誌』第2巻 133~134 頁
	神崎国民学校 1.2	『戦災誌』第4巻 111 頁 被爆後緊急に
	県立第2中学校 2.0	『戦災誌』第2巻 764 頁 医師の指導を受け救護活動
	舟入国民学校 2.2	『戦災誌』第4巻 177 頁 たくさんの避難者 『広島市医師会史』299 頁
	第二国民学校 2.4	『戦災誌』第4巻 297 頁 講堂, 教員室ほか5 教室
	大芝国民学校 2.4	『戦災誌』第4巻 198 頁 三篠, 大芝両学区の救護所 教室に被災者数百人 『医療史』176 頁 7 日から
	牛田国民学校 2.5	『戦災誌』第4巻 205 頁 7 日救護所指定を受ける 死 体 760 余
	第一国民学校 2.6	『戦災誌』第4巻 289 頁
	比治山国民学校 2.8	『戦災誌』第4巻 218 頁 8 日より孤児収容所も併設

陸軍兵器学校	2.9	『広島県戦災史』422 頁
己斐国民学校	2.9	『戦災誌』第2巻848 頁 万を超える 死体約1,000
広陵中学校	3.0	『戦災誌』第4巻466 頁 使用可能な教室を救護所に
大河国民学校	3.1	『戦災誌』第4巻235 頁 教職員, 医師, 薬剤師, 兵隊
広島女子専門学校	3.5	『戦災誌』第4巻543 頁 負傷者約200 人
江波国民学校	3.7	『戦災誌』第4巻246 頁 『戦災誌』第2巻690 頁 収容所も併設 万を超える 6 日 治療者約2000 人 収容患者545 人
矢賀国民学校	3.7	『戦災誌』第4巻241 頁 全校舎に150~160 人
宇品国民学校	3.8	『戦災誌』第2巻518 頁
県立広島師範学	3.9	『戦災誌』第4巻348 頁 本科寮, 北側校舎で看護
宇品学園	4.0	『戦災誌』第2巻518 頁 負傷者が溢れるほど収容
古田国民学校	4.2	『広島市医師会史』299 頁 『戦災誌』第1巻496 頁
仁保国民学校	4.2	『戦災誌』第2巻475 頁 校舎に400 人 暁部隊, 教職員, 町の人々で看護 死者60 人以上
楠那国民学校	4.5	『戦災誌』第4巻269 頁 理科室, 2 階教室に277 人
草津国民学校	4.7	『戦災誌』第4巻274 頁 校舎, 講堂に3,000 人
青崎国民学校	5.2	『戦災誌』第4巻280 頁 13 教室を開放 医師1, 看護婦2, 学校全職員で約400~500 人
計	83 箇所	

以下は本稿の救護所の定義に合わない、または、7 日以後開設で加えなかった。

福屋	0.6	『広島市医師会史』309 頁 8 月 10 日以降
西練兵場	0.7	『戦災誌』第2巻185 頁 (応急処置所)
大本営跡	0.8	『戦災誌』第2巻185 頁 (応急処置所)
勸業銀行跡	1.0	『戦災誌』第2巻291 頁 8 月 10 日以降か
幼年学校跡	1.2	『戦災誌』第1巻559 頁に7 日 第2巻185 頁
向西館西側	1.5	『医療史』147 頁に記載あるも 『戦災誌』第2巻741 頁に応急救護所は全くできなかったの記述もある

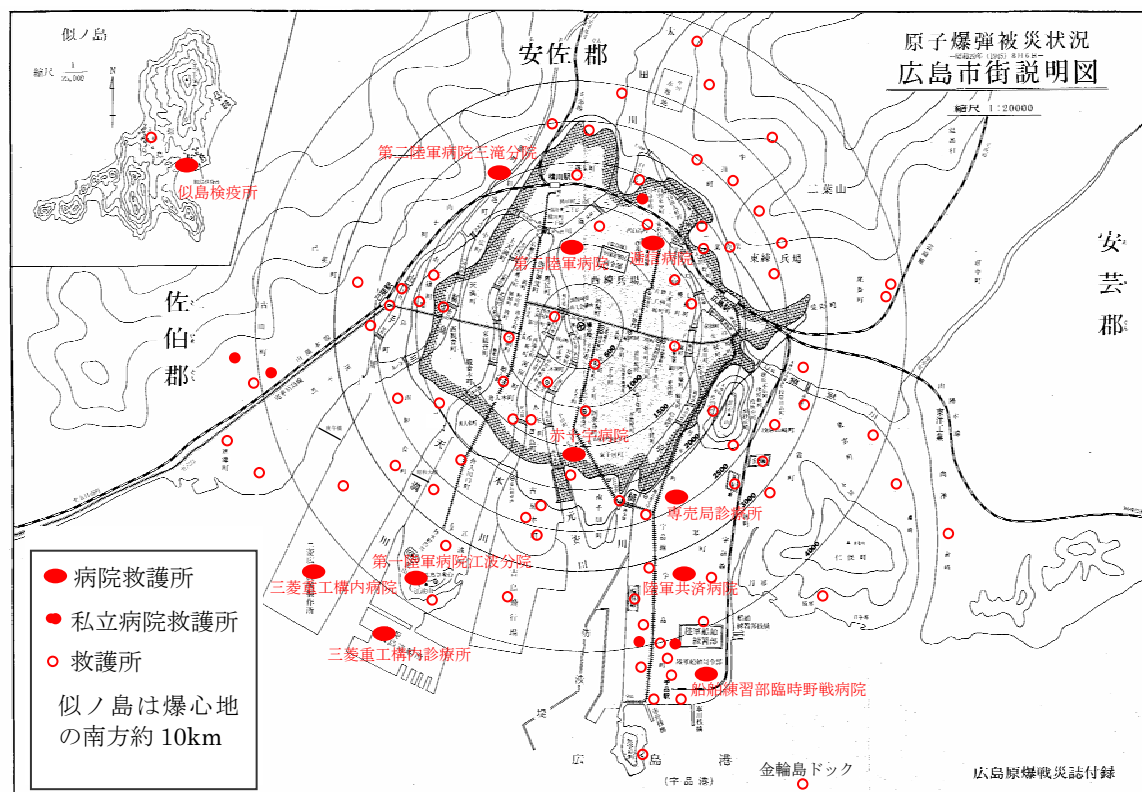
白島一番ガード北	1.7	『戦災誌』第2巻216頁 15日以降
中広橋	1.7	『医療史』147頁に記載あるも 『戦災誌』第2巻741頁に救護所はできなかったの記述もある
三篠国民学校	1.8	『戦災誌』第4巻170頁 10日ばかりして仮設救護所
舟入電停前	2.0	『医療史』147頁に記載あるも 『戦災誌』第2巻673頁に救護所は設置されなかったの記述もある
市営屠場	2.2	『戦災誌』第2巻789~790頁 7日以後の記述あり
尾長国民学校	2.8	『戦災誌』第4巻211頁 午前中救護所午後3時火災
計	12箇所	

表の爆心地からの距離2.0km未満は、南大橋東と広島市西隣保館を除いて焼けた区域や内部が一部焼けた建造物である。『戦災誌』は『広島原爆戦災誌』、『医療史』は『広島原爆医療史』を表す、以下同様。三篠橋堤防と三篠橋東は一続きの三篠川左岸土手と判断し、タカの記念碑広場と御幸橋東側三叉路も併せて御幸橋東詰付近と判断してそれぞれ1とした。宇品の各医院や社寺は、特に名称が記載されているところ以外をまとめてそれぞれ1とした。

市の中心部で疎開を禁止されていた医療従事者の罹災状況は、医師が298名中270名、歯科医師が152名中132名、薬剤師が140名中112名、看護婦が1780名中1654名であったと記されている³⁰⁾。16箇所の私立病院救護所は、市中心部に14箇所あったが、そのうち機能した記録を見出しえたのは白島の天野病院のみである。36箇所あった国民学校救護所は18校（収容人員24,800人）が全壊又は全壊全焼し、市の周辺部の学校では半壊、小破の被害を受けた18校（収容人員21,100人）に救護所が開設されそれぞれ機能した様子が記載されている³¹⁾。また、避難所に指定されていた広場や社寺261箇所では、市の周辺部で救護所になっているところが表中に幾つかみられる³²⁾。

広島市内の救護所を、表5、表6に対応させて地図に表記する。病院救護所は塗りつぶしの赤で、その他の救護所は塗りつぶしなしの赤丸で次の地図2に示す。9日から機能を発揮した県病院は6日のまとめだから除いてある。

地図2 1945年8月6日広島市内の救護所
『広島原爆戦災誌』付録「広島市街説明図」をもとに表5、表6を表示



庚午橋と昭和大橋の位置は、筆者が修正している³³⁾。

地図2の丸印は同じ大きさであっても収容力が同じではない。東練兵場、草津国民学校、総合グラウンド、己斐国民学校、及び被服支廠などのように多人数に対応した救護所も、焼け跡の耐火建造物内救護所やテント救護所もそれぞれ1つの丸印で表してある。

全焼区域にも病院救護所や病院以外の救護所が開設されている。消火活動によって日本赤十字病院は焼失を防ぎ、通信病院は一部焼失を防いだ。市の周辺部には全焼区域よりずっと多くの救護所が認められる。地図2によって、病院も病院以外の救護所もまとめて数えると、爆心地から2km以内に26箇所、2kmを越えたところに73箇所であるが、収容人数と機能の差は箇所数の差よりずっと大きいことが表5、表6から見て取れる。これら市内の救護所は機能の限界

を超えるようになったこともあり、また、被災者が指定避難場所に避難していたこともあって、被災者は市外へ市外へと避難していった。

3.3.3 市外の病院救護所

焼失しなかった市内南部の海岸方面に避難した人々の一部は、船で似島、金輪島さらに市外の江田島、安芸郡坂町、佐伯郡五日市町、廿日市町などへ運ばれた。陸路では西の佐伯郡、北の安佐郡、東の安芸郡へと、広島市『市勢要覧』によると約 15 万人の人々が避難していった。歩ける人は歩いて、そのほか軍隊や警防団などのトラック³⁴⁾や鉄道³⁵⁾によって、市外に運ばれた。これらの人々を収容して治療と救護にあたったのが、各町村の病院救護所やその他の救護所や民家である。以下に市外の病院救護所を表 7 に示す。

表 7 1945 年 8 月 6 日広島市外の病院救護所

出所：『戦災誌』『医療史』『被爆者とともに』『鯉城の日々』『原爆体験手記』

病院名	所在 出所	収容人数 備考 7 日以降の人数を含む
東洋工業付属病院	安芸郡府中町 『戦災誌』 第 3 卷 569~570 頁（以下頁を省略）	病院, 食堂, 寄宿舍に多数収容 医師, 看護婦約 50 人が治療する
日本製鋼所付属病院	安芸郡船越町 同書 583	病院, 寮舎を開放治療
小屋浦暁部隊野戦病院	安芸郡坂町 『医療史』 98	269 人
呉共済病院	呉市 『戦災誌』 第 4 卷 695	負傷者収容 救護班
呉海仁会病院	同上	負傷者収容
呉海軍病院	同上	73 人 救護と調査
瀬野鉄道診療所	安芸郡瀬野村 『戦災誌』 第 3 卷 203	10 時過ぎ汽車で担送

国立西条療養所	加茂郡西条町 同上	汽車で担送
傷痍軍人療養所	加茂郡西条町 『被爆者とともに』 74~75	2つの病棟に収容 6日10時過ぎ
加茂海軍病院	加茂郡西条町 『戦災誌』 第1巻 312	2,000人東練兵場 三篠信用組合に診療所
三菱重工業診療所	安佐郡祇園町 『戦災誌』 第4巻 765	1,000人
広島第1陸軍病院戸坂分院	安芸郡戸坂国民学校 『戦災誌』 第1巻 348	13,000人 内 8,500人を分院等に移送
広島第1陸軍病院安国民学校	安佐郡安国民学校 同書 348	1,000人
広島第1陸軍病院可部分院	安佐郡可部国民学校 同書 348	2,300人
広島第1陸軍病院亀山分院	安佐郡亀山国民学校 同書 348	2,000人
広島第1陸軍病院三入分院	安佐郡三入国民学校 同書 348	300人
広島第1陸軍病院大林分院	安佐郡大林国民学校 同書 348	300人
広島第1陸軍病院飯室分院	安佐郡飯室国民学校 同書 348	200人
広島第1陸軍病院鈴張分院	安佐郡鈴張国民学校 同書 348	150人
広島第1陸軍病院庄原分院	庄原市本町 同書 348	300人
庄原赤十字病院	庄原市庄原町 同書 336	680人 夕方7時
広島第2陸軍病院井原国民学校	高田郡井原国民学校 同書 349	450人 7月30日開設
広島第2陸軍病院三田東国民学校	高田郡白木町三田東国民学校 同書 349	400人 8月2日開設
広島第2陸軍病院向原国民学校	高田郡向原町向原国民学校 『戦災誌』 第1巻 348	1,000人
吉田病院	高田郡吉田町 『医療史』 285	600人
広島第2陸軍病院三次分院	三次市県立三次中学校 『戦災誌』 第1巻 348	530人
広島第2陸軍病院東城分院	比婆郡東城町 県立東城高等	1,300人 救護班活動

	女学校同書 349	
井ノ口病院	佐伯郡井口村 『戦災誌』 第 4 卷 707	大竹義勇隊
地御前教員保養所	佐伯郡地御前村 『医療史』 119	多数 (従事者より聴き取り)
地御前村逋信病院=逋信療養所	佐伯郡地御前村 『鯉城の日々』 55	多数の負傷者, 死者
大野陸軍病院	佐伯郡大野町 『戦災誌』 第 1 卷 349	400 人
大野陸軍病院救護所大野西国民学校	佐伯郡大野町 『戦災誌』 第 1 卷 349	1, 264 人
今井病院	安佐郡佐東町 『戦災誌』 第 4 卷 773	300 人
為野病院	安芸郡海田市町 『戦災誌』 第 4 卷 805	20 人
日本医療団畑賀病院	安芸郡瀬野村、『戦災誌』 第 4 卷 815	50 人
山崎病院	安芸郡江田島町切串 『戦災誌』 第 4 卷 827	400 人を 2 救護所と分担
広島第 2 陸軍病院五日市分院	佐伯郡五日市町 『戦災誌』 第 1 卷 349	200 余人 『戦災誌』 第 1 卷 407
岩国海軍病院	山口県岩国市 同書 306	救援, 治療
計 38 箇所		

空襲と本土決戦に備えて、山間部に分散していた陸軍病院分院は上表のように救護所として開設され機能する。事業所や地域の病院もそれぞれ機能する。多数の病院が市外の広い範囲で機能を発揮した状況がみてとれる。

3.3.4 市外の病院救護所以外の救護所

広島近郊の各町村は 1945 年 4 月に策定された「広島市大避難実施要領」に関する罹災者収容割当を済ませ、救護所も救護班も準備されていた。それらの準備態勢をもって、膨大な被災者を受け入れていくことになる。たちまち、各地に救護所が開設されたようである。次に、それら市外の救護所を表 8 にしめす。

表 8 1945 年 8 月 6 日広島市外の救護所（病院・診療所を除く）

出所：『広島原爆戦災誌』『広島原爆医療史』『広島市原爆体験記原稿』

市	被災者到着 時刻(6 日)	所在 出所 ()内の箇所数は既出の病院救護所を除いた数
呉市	11 時	日勝温泉 広警察署 天応町 (3 箇所) 『戦災誌』第 4 巻 695 頁 (以下頁を省略)
大竹市	10 時 トラック 列車 船で	小方国民学校 大竹国民学校 玖波国民学校 小方 避病院 (4 箇所) 『戦災誌』第 4 巻 702
三次市	午後 3 時 芸備線で	三次国民学校 十日市国民学校 三次高等女学校 (3 箇所) 『戦災誌』第 4 巻 715
庄原市	夕方 7 時頃	山内西国民学校(1 箇所) 『戦災誌』第 4 巻 719
市部計		(11 箇所)
井口村	9 時	井口国民学校 正順寺 実践女学校 (3 箇所) 『戦 災誌』第 2 巻 898
五日市 町	五日市 9 時 過ぎ 八幡 13 時 船でも	役場 五日市国民学校 光禅寺 楽々園遊園地 五 日市隔離病舎 浄土時 八幡国民学校 観音国民学 校 観音地区会館 日本製鋼所皆賀 (10 箇所)と各 民家 『戦災誌』第 4 巻 728~729
廿日市 町	正午頃 船でも 61 人	廿日市国民学校 平良国民学校 原国民学校 宮内 国民学校 地御前国民学校 串戸会館 増井工場倉 庫(7 箇所)と各民家 『戦災誌』第 4 巻 740
宮島町	16 時	厳島国民学校は『医療史』147 頁に記載あるも 登校

		日の学校日誌に記載見当たらず ³⁶⁾ 6日は(0箇所) 8日に350人を7か寺に収容『戦災誌』第4巻748
大野町	午後2時 横川発列車	チチヤス牧場 大野下国民学校 西教寺(3箇所) 『戦災誌』第4巻752 第3巻201
佐伯町	6日午後	天野医院(1箇所) 「広島市原爆体験記原稿」
佐伯郡 計		(24箇所) その他医院, 民家 8日に宮島の7箇所 が加わる
祇園町	9時	油谷重工 祇園青年学校 (2箇所) 『戦災誌』 第4巻765
安古市 町	9時	櫻鳴国民学校 大須国民学校 安国民学校 正伝寺 (4箇所) 『戦災誌』第4巻770
安佐町	16時	久地国民学校 小河内国民学校 養専寺 教雲寺(4 箇所) 長覚寺が8日 『戦災誌』第4巻777
佐東町	10時前	八木国民学校 緑井国民学校 川内国民学校 浄楽 寺 川内公民館 (5箇所) 民家割当 同書773
沼田町	11時ごろ	戸山村国民学校 隔離病舎 寺院 伴村国民学校 隔離病舎 寺院 (6箇所) と民家 同書782
可部町	9時ごろ 午後2時ご ろ重傷者	亀山農協 超円寺 勝円寺 願船坊 品窮寺(5箇 所) 4町村国民学校は陸軍病院分院 同書787
高陽町	9時 正午- 狩小川 13時-深川	口田国民学校 狩小川国民学校 深川国民学校 口 田農協 小河原説教所 (5箇所) 8日に狩小川隔 離所1 同書792
安佐郡 計		(31箇所) 8日 2箇所 その他医院, 民家
中山村	9時ごろ	中山国民学校(1箇所) 『戦災誌』第2巻381
府中町	8時30分	府中国民学校(1箇所) 『戦災誌』第4巻794
船越町	9時ごろ	船越国民学校 正明寺 正専寺(3箇所) 同書798
安芸町	9時過ぎ	温品国民学校 福木国民学校 陸軍馬木大原演習場

		兵舎 (3 箇所) 同書 801
海田町	10 時	海田市国民学校 東海田国民学校 明顕寺 真宗寺 (4 箇所) 同書 805
坂町	10 時	坂国民学校 横浜国民学校 小屋浦国民学校 小屋 浦海水浴場 横浜海岸 鯛尾(6 箇所) 同書 811 鯛 尾は『戦災誌』第 2 巻 619
瀬野川 町	11 時	畑賀国民学校 中野国民学校 中野村専念寺 (3 箇 所) 『戦災誌』第 4 巻 815
矢野町	10 時	矢野国民学校 (1 箇所) 『戦災誌』第 4 巻 819
江田島 町	14 時 小型船で	切串国民学校 津久茂国民学校 正念寺(3 箇所) 『戦災誌』第 4 巻 827
安芸郡 計		(25 箇所) その他医院, 民家
高田郡 白木町	10 時 30 分 芸備線で	市川村立国民学校 志屋村立国民学校 井原村隔離 病舎 秋越村隔離病舎(4 箇所) 『戦災誌』第 4 巻 835
向原町	14 時 30 分	向原国民学校(1 箇所) 『戦災誌』第 4 巻 837
吉田町	正午過ぎ避 難者群	吉田国民学校 高田地方事務所会議室(2 箇所) 『戦災誌』第 4 巻 840
甲田町	11 時頃 汽 車, トラック	甲立国民学校 木坂旅館・松村旅館(2 箇所) 『戦 災誌』第 4 巻 845 叙述から 6 日開設と筆者判断
加茂郡 西条町	13 時	望月料亭 民家 (1 箇所) 『戦災誌』第 4 巻 861
甲奴郡 上下町	21 時 30 分	上下警察署 武徳殿 『戦災誌』第 4 巻 876 三玉医 院『医療史』302 (3 箇所)
3 郡 計		(13 箇所) その他医院, 民家
合計		104 箇所

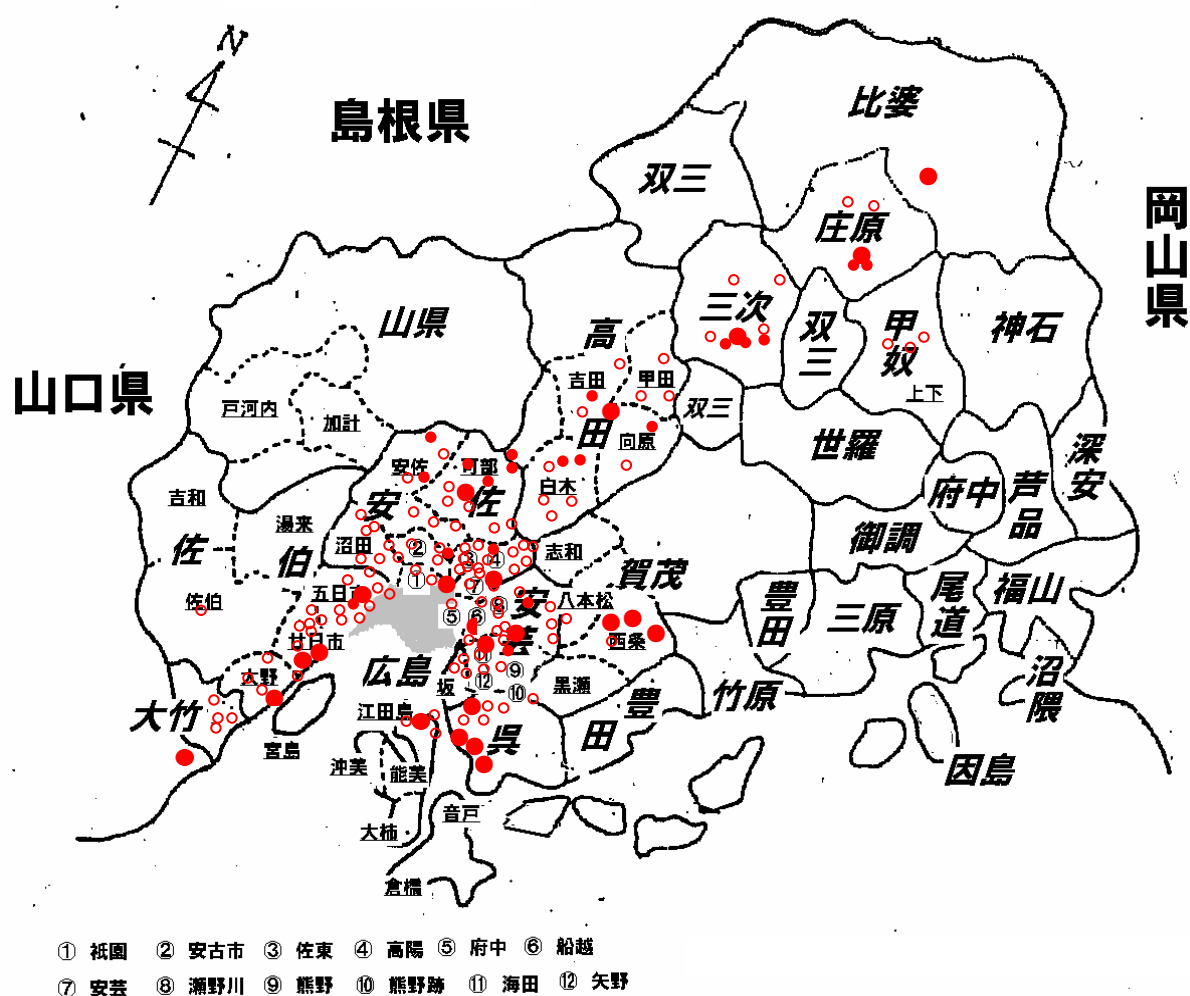
表の市町村への被災者到着時刻を見ると、8 時 30 分頃市内からあふれ始めた被災者は、時系列の経過と共に同心円状に、さらに鉄道や幹線道路にそって自

力で、あるいは船やトラックや鉄道で運ばれていった。市外では、学校、社寺等に救護所が開設されていく。表 7、表 8 を地図 3 に表示する。

地図 3 1945 年 8 月 6 日広島市外の救護所

『原爆戦災誌』第 4 巻 691 頁をもとに作成した地図に表 7、表 8 を表示

斜体は郡市を下線は町村を表す



- 印は、病院一箇所を表している。
- 印は、病院の分院一箇所を表している。
- 印は、救護所一箇所を表わしている。

原子爆弾によって予期せぬ火傷や放射線障害を受けた 20 万人以上と推測される被災者の多くが、市内外の救護所に収容され治療と救護を受けるようになっていった。

実際の救護、救援の開始について、県の公式記録、報告書である「第一号 戦災記録 広島県」は、県知事到着後の多聞院での 6 日午後 6 時半からの協議の結果、県下各警察署各地方事務所に対し指揮したとしている³⁷⁾。

他方、例えば三原市医師会（広島市から 72km）は「8 月 6 日午前 9 時、三原警察署より広島市戦災につき救援すべき通報に接し、既に組織してある救護班員を非常招集して、午前 11 時トラック 2 台にて出発。³⁸⁾」となっている。豊田郡医師会（広島市から 45km）も「8 月 6 日午前 11 時、木江、河内両警察署より医療救護班を組み警防団とともに至急出頭せよとの指令」を受けたと記録されている³⁹⁾。これらの事例をみると県下の各警察署には午前中に指示が伝達されていたようで、県の要請があった 6 日夕刻の時点では、一部の地域は警防団や救護班を広島市に派遣して、市内や市の近郊で救援・救護活動を始めていた記録があり、また、多くの市町村が広島からの被災者を受け入れて救護活動にはいっていて、被災者は中国山地や瀬戸内海の島の町村にまでも運ばれ手当を受けていたことが、表 7, 8 と地図 3 から見て取れる。

次の節で具体的な地域と救護所の例をみることにする。

3. 4 被災者を収容した地域と救護所

被災者を引き受けた地域がどのように救護所を開設して救護したのか、戦争末期の社会体制や「防空計画」「広島市大避難実施要領」による準備態勢のもとで、避難者を引き受けた地域実態の一部に触れることにする。

3. 4. 1 被災者を収容した地域

筆者は一貫して救護所の数にこだわってまとめてきたが、その過程において

随所で民家に収容したという記述に出会った。『戦災誌』第2巻によると、例えば、爆心地から2.3km~4.0kmの吉島地区では「六日夜は、地区外からの避難者で、ほとんどの家が満員となり、負傷者の看病で時間のたつのも知らず働いた」（635頁）、牛田地区では「町内の家々は、みな避難者を抱え込み・・・」（236頁）と記され、このような状況については他の市周辺部の仁保、宇品、江波、草津の各地区、さらに近郊の戸坂村、中山村、井ノ口村などについても同様の記述がある。爆心地から3km~7kmの東西南北の市周辺部や市近郊の幾つかの村々で、各家に至るまで地域全体が救護に関わった様子が読み取れる。

7km以上はなれたところではどのようなであったか、例を二つ挙げると、爆心地から役場まで9.5kmの五日市町人口8,000人、8月6日午前9時過ぎ大勢の被災者が町内に逃れてきた。トラックで運ばれてきた者もあった。国民学校、寺、会館など8箇所の救護所に収容するもすぐいっぱいになったので、各民家に（一戸に3,4人）収容する。収容者数約6,000人、6日は避難者の収容と救護にあたる。7日から一週間警防団広島へ出動。収容者のうち883人以上死亡⁴⁰⁾。

爆心地から15~25kmの距離にある佐伯郡宮内村人口2,212人、8月6日10時半警防団召集出発の途につく、午後に至り被災者来村、救護所2箇所宮内国民学校と串戸会館、この2箇所の救護所に収容した罹災者は合わせて村内にきた罹災者の32.2%で、残り67.8%の罹災者は昭和19年に定めていた収容人員割当歩合によって各部落に割り当てられた。8月10日罹災者数1,206人、握飯供出8月6日~8月14日で25,000個⁴¹⁾。

これら五日市町と宮内村の記録を見ると、どちらも救護所は直ちに開設されている。また、収容者数は、表2「縁故ナキ者」欄の6,685人と2,625人という受け入れ態勢の範囲内であり、既定どおり割り当てたとおもわれる。宮内村の「罹災者収容諸件」には日々の配給、握り飯の供出、「戦時災害保護法」に基づく弔慰金見舞金の個々人に及ぶ支給等が詳細に記録されている。

3.4.2 村の救護所

前記五日市町の8箇所の救護所の一つ、八幡国民学校救護所の実態を見てみ

よう。収容者数は1,342人になっているが⁴²⁾、これは人口2,115人（表2参照）である八幡村の国民学校に収容した人数とすれば多すぎる。この疑問は、当時の資料を閲覧することによって解消した。即ち、八幡村役場（1945年当時は五日市町に合併する前で村）の「(受付簿)昭和二十年八月六日午後一時収容開始罹災者収容名簿 八幡村役場」という名簿が発見され保存されている⁴³⁾。この名簿を見ると、月日、本籍、地番、氏名、年齢、引取先、引取者の欄があり、引取先にはほとんどに7つの地区名が記され、国民学校が記されているのは1箇所のみで人数は3人である。引取者の欄には延べ59名の氏名と他に作業場、寺、医院などの記入がある。名簿の欄外上部には5人、4人、4人、2人、2人、5人・・・と家族などをまとめたと思われる括弧が記されている。本籍、地番の欄には広島市での住所が書いてあり、大多数は、八幡村を避難先に指定されていた爆心地から1.5km~3kmの広島市内の町からである（表1参照）。負傷していた人も、外見は無傷の人もいたであろう。この名簿からは、市内の当該地で被爆した人々が指定避難先の八幡村に避難していき、これを受けた八幡村が、準備していた通りに各地区に割り振って収容し、村全体で収容した総人数1,342人を八幡国民学校救護所に代表させた、と推量することも出来そうである。

そこで、八幡小学校（当時八幡国民学校）の記録を調べてみると『九十周年記念誌』⁴⁴⁾に「・・・午後から広島より原爆被害者が相次いで避難して来村村内各戸に分散して収容重傷者15名を旧講堂に収容し職員その救護作業に昼夜なく奉仕した。講堂に収容した被爆者はその後増加し十三日には五十九名となり教室二教室も患者室に使用した」と記されている。収容した人数と名簿の人数が対応しないのであるが、59人であったとしても、それは1,342人の5%に満たない。名簿と記念誌に共通しているのは、各戸に分散して収容したのがおもであることである。このことから、八幡国民学校救護所は八幡村の各戸に及ぶ村全体での救護活動を内包していたといえるであろう。他の村々でも程度の差はあっても似たような対応がなされたと推察される⁴⁵⁾。

これらの救護所は、地図上では一つの丸印になっているが、地域社会組織や家々の救護活動を同様に内包していることが察せられる。市の周辺部や市外町村の救護所は一つの点としてではなく、それを支える組織的構造の頂点として表面化していて、その下に多くの救護活動の実態があったといえよう。改めて

地図 3 を見直し、それぞれの頂点の下にある救護活動を想像すると、筆者が、点の分布として認識していた救護所個々は、立体的な全体像の一部として認識し直されてくる。20 万人以上の被災者と受容した救護態勢の相互関係が少し見えてきたと言えるのではないだろうか。

4. おわりに

救護所数は 13 箇所、11 箇所、53 箇所という広島県の資料が多く文献に引用されているが、広島県編集の『広島県戦災史』がこれらの救護所は広島県が確認した救護所に過ぎないとして、開設された多くの救護所を具体的に挙げた。本稿がまとめたところでも、救護所数は 8 月 6 日に限定しても、53 箇所の 4 倍以上であり、かつ、広範囲であることが認められた。

まとめるにあたって、救護所の開設状況は当時の社会体制や戦況のもとでの準備態勢に関わる点に着目し、それらの一部を概観した。そして、救護所を定義してから、文献と手記からまとめた。その際、病院・診療所とその他の救護所では治療・救護の質・量ともに異なる点に留意して分けてまとめ、さらに、救護所開設をより包括的に認識するために、開設状況の分布を地図に表示した。地図 1 と地図 3 を対比してみると、実態認識の差の大きさに気付く。このことは救護所の開設状況を明らかにするという本稿の目的をある程度達したといえるであろう。

本稿がまとめた 8 月 6 日の救護所数は、市内 99 箇所、市外 142 箇所、計 241 箇所である。市内外の救護態勢や罹災者収容の準備は、統制された大規模なものであった。防空法に基づく防空計画や大空襲に備えた「広島市大避難実施要領」が策定され、また、警防団、救護班、義勇隊、町内会、隣組に個々人が組織されていた。個々人は「防空業務従事令書」に見られるように、程度の差はあっても、指示に従って行動することを強制された戦争中の社会体制のもとにあつて、準備態勢に組み込まれていったようである。原爆被災者数は膨大であったが、本稿の市外の事例においては、罹災者は収容準備人数の範囲内であった。6 日のうちに市内外に、本稿のまとめによると 241 箇所の救護所が開設され

たことや、町村における被災者の収容状況が統制のとれたものであったことは、これらの準備態勢がある程度機能した結果ともいえよう。

市の周辺部や隣接郡の町村における民家あるいは各戸と表記されている多数の家々が救護にかかわっており、救護所数は、その表面の点のみををまとめたものであって、数をまとめる意味は限定的なものであることも明らかになった。限定的であっても、救護所は避難の実態を明らかにする重要な要素であるから、避難の全体像のなかに位置づけながらまとめることを継続する必要があるだろう。まとめるために救護所を定義したが、このままで適当であろうか、検討を要するところである。

救護所を一覧にした各表は加除を繰り返してまとめたもので、言うまでもなく途中集計である。今後も加除してより実態に近い表示にしなければならぬまい。救護所分布の実態は、諸文献や町村史誌に加えて、当時の資料を分析するとともに、学校の沿革史や記念誌の記述をまとめることによって、より明らかに出来る見通しがついた。とはいえ、これらの諸資料の記述には粗密があり、また、例えば註 36) に示した厳島国民学校のように、53 箇所 of 救護所のひとつとされているのに、学校日誌にはそれに関することは書かれていないというような異同もある。吟味しながらまとめるのは容易ではない。

しかし、原爆投下に関して、どのような立場でどのようなことを述べるにしても、原爆投下の実態を離れては根拠のないことになることを考慮すると、実態についての基礎的な資料に関する調査・研究に課されている課題は大きいといえよう。その一端を担って、救護所の実態をさらに一步明らかにするのが今後の課題である。

註

- 1) 広島市市民局国際平和推進部平和推進課所蔵 原爆罹災者名簿 1945 年を主に 85 点閲覧
- 2) 広島市公文書館所蔵「原爆体験記募集原稿」 1950 年 264 篇を閲覧
- 3) 日本原爆被害者団体協議会「原爆被害者調査」1985 年 松尾雅嗣 「漢字テキスト検索システム KR」 1991 年 2003 年 広島直爆 105 入市 43 を検索
- 4) 日本学術会議原子爆弾災害調査研究報告書刊行委員会(編)『原子爆弾災害調査研究報告書』総括編 日本学術振興会 1951 年 18~19 頁参照
- 5) 広島市衛生局(編)『原爆被爆者動態調査事業報告書』 1995 年 50 頁爆心地から 2km 以内と、市内の何処で被災したのか分からない「市内不詳者」数を合わせた被災者
- 6) 「広島市永年防空計画」 第 159 条

- 7) 広島市役所『広島原爆戦災誌』 1971 年 第 5 巻 272~290 頁 別紙第三十三号ノ一 別紙第三十五号 別紙第三十六号 別紙第三十七号 (箇所数は筆者数える)
- 8) 広島市役所『広島原爆戦災誌』 1971 年 第 5 巻 別紙第三十号 231~259 頁 (人数と箇所数は筆者数える)
- 9) 広島市・長崎市原爆災害誌編集委員会『広島・長崎の原爆災害』 1979 年 418 頁
- 10) 広島市医師会『広島市医師会史』 第 2 篇 1980 年 293 頁
 広島原爆医療史編集委員会『広島原爆医療史』 1961 年 13~20 参照
 防空法 第六条 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニヨリ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防毒、救護其ノ他防空ノ実施ニ従事セシメルコトヲ得
 戦時災害保護法 第六条 救助ノ種類左ノ如シ 一収容施設ノ供与 二焚出其ノ他ニ依ル食品ノ供与 三被服、寝具其ノ他生活必需品ノ給与及貸与 四医療及助産 五学用品の給与 六埋葬 以下略
 戦時災害保護法施行令 第二条・・・救助ノ実施ニ従事セシムルコトヲ得ル者ハ・・・
 一医師、歯科医師及薬剤師 二保健婦、助産婦及看護婦 三建築技術者 四家屋大工、左官及鳶職 五前各号ニ定ムル者ノ外厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官ノ定ムル者
 戦時災害保護法施行規則 第四条・・・命令ハ従事令書ノ交付ヲ以ッテ之ヲ行ウ
 医療関係者ハ召心得 一召集命令ヲ受ケタルトキハ警察署長ノ指定セル日時、場所ニ参集スベシ・・・ 一指定地ニ到着シタルトキハ警察署長ノ指示ニ従ヒ行動スベシ
- 11) 広島市役所『広島原爆戦災誌』 1971 年 第 1 巻 27 頁
- 12) 広島県『広島県史』 原爆資料編 1972 年 72~75 頁
- 13) 廿日市町『廿日市町史』 資料編 V 1983 年 罹災者収容諸件宮内村〔一四〕 753 頁
- 14) 広島県『広島県史』 原爆資料編 1972 年 41 頁「空襲勃発の際に町村としての対策につき通達」
- 15) 広島市役所『広島原爆戦災誌』 1971 年 第 5 巻 276~277 頁 別紙第三十二号の三
- 16) 広島市役所『広島原爆戦災誌』 1971 年 第 1 巻 36~46 頁
- 17) 広島市役所『広島原爆戦災誌』 1971 年 第 1 巻 334~336 頁
- 18) 仁科記念財団『原子爆弾』 1973 年 30 頁
- 19) 広島県『原爆三十年』 1976 年 64 頁
- 20) 広島県『広島県史』 原爆資料編 1972 年 166~182 頁 救護所名一覧 救護班応援状況日別調 応援救護班旅費日当調などのメモ
- 21) 広島市『昭和二十一年度 市勢要覧』 1947 年 66~68 頁
- 22) 広島市公文書館所蔵「原爆体験記募集原稿」 1950 年 NO.2 2-007~2-0016 10 歳
- 23) 広島一中有終会回想録刊行委員会『鯉城の日々』 1886 年 54~56 頁
- 24) 広島原爆医療史編集委員会『広島原爆医療史』 1961 年 126 頁
- 25) 広島市医師会『広島市医師会史』 第二篇 1980 年 295 頁
- 26) 広島県『広島県戦災史』 1988 年 422 頁~423 頁 426 頁~427 頁
- 27) 「広島市永年防空計画」 第 165 条
- 28) 広島原爆障害対策協議会『被爆者とともに 続広島原爆医療史』 1969 年 80~81 頁
- 29) 広島市役所『広島原爆戦災誌』 1971 年 第 5 巻 「広島市永年防空計画」 別紙第三十三号
 立町 2 箇所 中町 2 箇所 白島 国泰寺 大手町 中島本町 中島新町 天神町 木挽町 水主町 東千田町 稲荷町 各 1 箇所〔白島の天野病院は焼失せず機能する〕
- 30) 広島県『広島県史』 原爆資料編 1972 年 148 頁
- 31) 広島市役所『広島原爆戦災誌』 1971 年第 4 巻 53~325 頁 及び 同書第 5 巻 「昭和十六年度広島市防空計画」 第五十一条 別紙第三十三号の二「学校救護所調査票」
- 32) 広島市役所『広島原爆戦災誌』 1971 年 第 5 巻 「昭和 16 年度広島市防空計画」 第五十七条 別紙第三十六号

- 東練兵場 西練兵場 比治山 長寿園河原 江波公園 早稲田神社 千暁寺など
- 33) 米国国立公文書館所蔵 国土地理院複製評定図 1945 年 7 月 25 日付け 5M335-1 32
S の航空写真と昭文社「広島市主要部」地図 2004 年により修正
- 34) 広島県警察史編さん委員会『広島県警察百年史』 1971 年 326 頁 「貨物自動車 130 台
の応援をも得て、懸命の活動をしたのである」
広島テレビ放送『いしぶみ』 1970 年 爆心地から約 500m で被爆し全滅した広島二中一年生は、21%に当たる 68 名が生存中家族にあっていて、そのうち 22、3 名はトラックで救護所や自宅に運ばれている（筆者集計）。
- 35) 広島市役所『広島原爆戦災誌』 1971 年 第 3 巻
山陽本線は「東練兵場〔爆心地から 2km~3km〕に集まった多数の負傷者を積み込んで、西条町や海田市町方面へ輸送した」198 頁、「午後 2 時ごろの臨時列車で大野病院〔広島駅から下り 20km 余〕に収容した」201 頁。「己斐・横川間〔爆心地から 2.4km~1.8km〕の線路に異状がなかったので、六日当日、二本の救出列車を運転することができた」211 頁。芸備線は 6 日には広島駅の「周辺の駅〔爆心地から 4km 矢賀駅〕から折り返し運転を行った」。宇品線〔爆心地から 2.5km~4.5km〕は「臨時列車 3 往復を運転し、3,000 人の負傷者を、宇品町凱旋門（船舶部隊）に収容した」213 頁。可部線は、「6 日は横川駅・長束駅〔爆心地から 4km 弱〕間が不通であった」。212 頁
広島一中有終会回想録刊行委員会『鯉城の日々』 1986 年 8 月 6 日午後郊外電車宮島線は「荒手〔爆心地から約 6km〕で折り返し運転」131 頁
- 36) 宮島小学校『宮島小学校の百年』 1973 年 46 頁には、8 月 6 日の学校日誌に「拓殖訓練第二日目 欠勤（新田・宮郷^キ各先生）空襲警報」と記載されていると記述し、91~99 頁の座談会では 6 日は登校日であったが被災者収容の話はない。厳島国民学校は、1950 年に町名が厳島町から宮島町へ変更されたとき校名を宮島小学校に変更した。
- 37) 広島県『広島県史』原爆資料編 1972 年 99 頁
- 38) 広島県医師会『広島県医師会史』 1966 年 760~762 頁 『医療史』306 頁
- 39) 広島原爆医療史編集委員会『広島原爆医療史』 1961 年 303 頁
- 40) 五日市町史編集委員会『五日市町史』（中巻） 1979 年 339~342 頁参照
広島市市民局国際平和推進部平和推進課所蔵の原爆罹災者名簿
「認許証請求者死亡診断書名簿（旧五日市町）」には、684 名の名簿があり、内 325 名の死亡診断書がある（筆者数える）。
- 41) 廿日市町『廿日市町史』資料編 V 1983 年 740~753 頁から抄録、%は筆者算出
- 42) 五日市町史編集委員会『五日市町史』（中巻） 1979 年 341 頁
広島市役所『昭和二十一年度 市勢要覧』1947 年 66~68 頁では佐伯郡八幡村への避難者は 1,330 人と記載されている。
- 43) 広島市市民局国際平和推進部平和推進課所蔵の原爆罹災者名簿
「（受付簿）昭和二十年八月六日午後一時収容開始 罹災者収容名簿 八幡村役場」1,226 名（筆者数える以下同） 別綴「昭和二十年八月 戦災患者名簿 八幡村村長」318 名、内死亡火葬 53 名、内身元不詳者 2 名
- 44) 五日市町立八幡小学校『九十周年記念誌』 1966 年 72 頁
- 45) 五日市町史編集委員会『五日市町史』（中巻） 1979 年 342 頁
観音村「昭和二十年八月 戦災患者名簿 村長」
広島市市民局国際平和推進部平和推進課所蔵の原爆罹災者名簿
「宮内村罹災患者名簿（宮内国民学校）」 「宮内村罹災患者名簿（各部落）」 「戦災者収容名簿 地御前村」 「昭和二十年八月十日罹災者受入状況報告綴 狩小川村役場」 「収容患者名簿 玖波町」 「戦災者名簿 昭和二十年八月起 大林村役場」 高田郡向原町「罹災者収容名簿」